

交通安全情報

令和2年夏号
警視庁交通部

自転車に乗るときは、ルールとマナーを守って、楽しい夏休みを!



自転車の事故のうち約42%が交差点での出合頭の事故!



交差点に「止まれ」の標識があれば、自転車も必ず止まって、左右をしっかり安全確認しましょう!



赤信号は必ず STOP! 青信号でも油断しないで、左右をしっかり確認してから進みましょう!

自転車は、車道の左側通行が原則! 歩道は例外!

自転車で歩道を通行することができるのは

- 13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人が自転車に乗るとき
- 自転車通行可の標識がある場合や、車道を通行することが危険でやむを得ない場合など



歩道は歩行者優先です! 歩道の中央から車道寄りをゆっくり走って、歩行者の通行の妨げになるときは、一時停止しましょう。危ないと思ったら自転車を押して歩きましょう。

東京都で、自転車利用者の対人賠償保険等への加入が義務に!

~令和2年4月1日から~

皆さん、必ず加入しましょう!



東京都では条例※を改正し、自転車利用中の事故により、他人に怪我をさせてしまった場合等の損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

ヘルメットをかぶりましょう!

自分の命を守るためですものね!

自転車利用者による死亡事故のうち、約7割の方が頭部を損傷しています。ヘルメットをかぶって、かけがえない命を守りましょう!

※保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。



ももいるクロ=パ=Zから交通安全に関するお願いです!

